

第52回すみよし区民まつり、キッチンカー出店者募集要項

第52回すみよし区民まつりでは地域のまつりとして、出演・出展（店）者を募集します。

①開催概要

□開催日時

令和8年10月24日（土）10:00～15:00（雨天開催、一部催しは中止）

＊ただし、天候などの状況により、予告なく変更・中止する場合があります。

□開催場所

沢之町運動場、錦秀会住吉区民センター、住吉区役所周辺

②募集概要

□出展（出店）時間（すみよし区民まつり当日）

10:00～15:00（準備・撤収時間等のぞく）

＊早期終了・延長しての販売はできません。

販売等開始時間は、開催宣言終了後とします。

□出演・出展（店）条件

- ・すみよし区民まつりの趣旨を理解し、賛同すること。
- ・住吉区に在住、在勤、在学、活動していること（※グルメ・キッチンカーは一部区外も可）
- ・代表者および責任者が18歳以上であること。
- ・生業とするプロ業者による出演・出展（店）ではないこと（※グルメ・キッチンカーは除く）
- ・出展（店）に対して責任を持ち、出展（店）後のクレームにも真摯に対応できること。
- ・宗教活動や政治活動を目的としないこと。／暴力団関係者ではないこと。
- ・法令を遵守し、公序良俗に反しないこと（※大阪市暴力団排除条例等により、暴力団関係または公序良俗に反するおそれがある場合の参加は不可。該当時は決定後でも即時取消します）
- ・上記に違反または主催者が不適当と判断した場合、即時の出演・出展（店）の中止、また次回以降の出演・出展（店）をお断りすることがあります。

□出展(店)者の責任・管理・補償について

- ・出演・出展（店）に伴うトラブルは出演・出展（店）者が一切の責任を負い、不慮の事態は主催者と協議のうえ対応してください。
- ・商品、現金、持込物品等は出店者が管理・保護し、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害等の損害について、主催者は補償・責任を負いません。

③出店条件および当日の運営について

□出店場所

- ・出店場所は主催者が決定します。位置の指定や変更の要望には応じかねます。

□その他

- ・両替はできません。つり銭等は各自で準備してください。

- ・混雑時は整理券配布等により利用者を誘導し、歩行動線を確保してください。

④申込・決定等に関する流れ

□募集ブース数・応募条件

- ・募集ブースは若干数です。
- ・同一団体または同一人物による複数応募はご遠慮ください。

□申込方法・提出期限

- ・申込締切は 7 月 15 日（水）です。
- ・申込みには、別紙の申込書および誓約書の提出が必要です。
- ・持参する場合は締切日 17 時 30 分まで、郵送の場合は締切日の消印有効です。
- ・各様式は、第 52 回すみよし区民まつり特設サイトからもダウンロードできます。
- ・虚偽の記載が判明した場合、申込みは無効とします。

□開催協力金の支払い・返金

- ・開催協力金は 6,000 円です。すみよし区民まつりの運営経費に充当します。
- ・開催協力金は、9 月開催予定の参加者説明会時にお支払いください。
説明会に参加できない場合は 10 月 1 日（木）にまでにお支払いください。
- ・指定期日までに開催協力金のお支払いがない場合は、当日の参加をお断りします。
- ・区民まつり 2 日前(10 月 22 日)までに中止となった場合を除き、開催協力金の返金はありません。

□申込後のキャンセル

- ・原則として、申込み後のキャンセルはできません。

□出店者の決定・結果通知

- ・出店者は抽選により決定します。
必要に応じて問い合わせする場合があります。
- ・結果は令和 8 年 8 月上旬までに応募者全員へ郵送で通知し、特設サイトにも掲載します。
- ・抽選結果に関する問い合わせや異議申し立てには、一切お答えできません。

□提出書類・個人情報の取扱い

- ・提出書類は主催者が厳重に管理し、出店者の選定用途に限り使用します。
- ・個人情報は、正当な理由なく第三者へ開示、譲渡または貸与しません。
- ・提出書類は返却しません。

□写真の広報利用

- ・出店している様子の写真を広報等で使用する場合があります。
- ・使用不可の場合は、申込時にお知らせください。

□応募にかかる費用負担

- ・応募にかかる費用は、申込者の負担とします。

⑤出店者説明会・提出物・スケジュール

□出店者説明会

出店が決定した方を対象に、出店者説明会を開催しますので必ず出席してください。

日時：9 月 16 日（水）と 19 日（土） 14：00～14：45

場所：錦秀会住吉区民センター 集会室 4

参加者はいずれか１回にご参加ください。

※どちらか１回の参加で必要な説明を受けたものとします。

なお、説明内容は両日とも同一であり、重複して参加いただく必要はありません。

説明会は 30 分程度を予定しています。

終了後 15 分程度、開催金支払いの時間を設けますので、忘れずにお支払いをお願いします。

どちらの説明会にもご参加いただけない場合は、事前送付資料をご確認のうえ、必要書類の返送および開催金の支払いを事務局指定の期限（10 月 1 日）までに完了いただきますようお願いします。

なお、期限までに上記の手続きが完了していない場合は、出演・出展・出店いただくことができませんのでご了承ください。

□食品を扱う団体向け説明会

食品を扱う団体を対象に食品の取扱いに関する説明会を開催します。

対象者は必ず出席してください。

□提出書類の締切

食品を扱う団体および車両乗り入れを希望する方は、必要書類を期限までに提出してください。

8 月 31 日（月）：車両関係調書、食品関係調書の提出締切

□スケジュール ※予定

7 月 15 日（水）：申込締切

7 月下旬～8 月上旬：実行委員会にて出店者を決定。

※当選・落選にかかわらず連絡します。

8 月 31 日（月）：車両関係調書、食品関係調書の提出締切

9 月 16・19 日（水・土）：出店者説明会・食品を扱う団体向け説明会

※対象者は必ず出席してください。なお、都合により日程を変更する場合があります。

⑥食品出店に関するルール

□販売価格

・販売価格は、原材料費や通常価格を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定としてください。

□販売できる飲食物

・販売する飲食物は、「食品関係調書」の内容に基づき、主催者が事前に承認したものに限りです。

承認内容と異なる方法で販売した場合は、販売を中止していただくことがあります。

□保健所等への確認・申請

・取扱食品や作業内容等について、必ず事前に所轄保健所へ確認してください。

大阪市保健所 南西部生活衛生監視事務所

大阪市住之江区浜口東 3-5-16

住之江区保健福祉センター分館

TEL：06-4301-7240（受付：平日 9:00～17:30）

・保健所・消防署等との調整により、出店できない場合があります。

- ・ 出店内容によっては、食品衛生法に基づく営業許可等が必要となる場合があります。必要な手続きについては、必ず事前に所轄保健所へ確認してください。
- ・ 酒類を販売する場合は、所轄税務署へお問い合わせください。

□キッチンカー営業における取扱制限について

キッチンカーでの営業については、営業許可の内容や車両設備の状況に応じて、提供できる食品や調理方法に制限があります。十分な衛生管理、温度管理、給排水設備等を確保できない場合は、次のような食品の調理・加工・販売はできません。

- ・ 生もの（刺身、すし等）の提供
※加熱を行わない食品は、食中毒のリスクが高いため
- ・ 米飯類、弁当類、調理パン類の調理・販売
※おにぎり、弁当、サンドイッチ、ハンバーガー等を含む
※適切な温度管理や調理設備が必要となるため
- ・ 会場内での原材料の一次加工
※食材を切る、下処理する等の行為を含む
※十分な洗浄設備・作業環境が必要となるため
- ・ 生クリーム、カスタードクリーム等のクリーム類を使用した食品の調理・加工
※細菌が増殖しやすく、厳格な温度管理が必要なため
- ・ 飲料の加工や混合
※氷の追加、水による希釈、複数飲料の混合等を含む
※給排水設備や衛生管理体制が必要となるため
- ・ 鮮魚、食肉、牛乳の販売
※適切な保存温度の維持が必要なため

なお、キッチンカー等で営業許可を受けている場合でも、営業形態や取扱品目によっては出店できない場合があります。詳細は事前に所轄保健所へ確認してください。

□火気・電源・設備

- ・ 発電機・ガス設備・水道設備は出店者でご用意ください。
- ・ 火気を使用する場合は、出店者で消火器をご準備ください。

□衛生管理

- ・ 食品衛生法および関連法令、衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従ってください。
- ・ 出店者の責任において、食中毒、感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意してください。
- ・ 食品を扱う人と金銭を扱う人は作業を分担、もしくは消毒液等を用意し、定期的に手指の消毒を行ってください。

□事故・苦情・トラブル発生時の対応

- ・ 万一、事故や苦情等が発生した場合は、速やかに事務局へ報告してください。
 - ・ 購入者の健康と安全を最優先に、出店者自らの責任と費用で対応してください。
 - ・ 衛生管理や保険等については、出店者の責任で対応してください。
- また、保健所、警察、消防等から指導があった場合は、その指導に従ってください。

□排水・油・残り汁の処理

- ・ 洗浄水や油等は、排水設備、ブース内足元、公園敷地内へ流さないでください。
違反が確認された場合、出店を中止いただくとともに、次回以降の出店は認めません。
- ・ 排水設備に流せるのは、指定された洗浄水のみです。
汁物を提供する場合、残り汁は持ち帰り、出店者で処理してください。

□出店スペースの養生・原状回復

- ・油や飲食物等により床面を汚す可能性がある場合は、必ずブルーシート等で養生してください。
- ・イベント終了後は、出店スペースを原状回復してください。
- ・出店スペースが汚れた場合は、出店者の責任で清掃してください。

□搬入・搬出・車両乗り入れ

- ・キッチンカーの搬入・搬出時間および車両移動は、事務局の指示に従ってください。

□会場内での禁止事項・ごみ処理

- ・拡声器、マイク等による宣伝や、騒音とみなされる音響設備の使用は禁止です。
- ・ブースで発生したごみは、主催者の指導に従い、出店者の責任で適切に処理してください。
- ・会場内は、喫煙所以外禁煙です。喫煙は所定の喫煙所をご利用ください。

【荒天時の対応について】

本イベントは、荒天が見込まれる場合、安全確保のため中止とすることがあります。

判断の基準は以下のとおりです。

22日（設営日1日目）：大雨・洪水等の警報により設営が困難な場合は、設営日程を順延します。

23日（設営日2日目）：警報により設営の見通しが立たない場合は、開催中止を決定・発表します。

24日（開催当日）：午前7時の時点で大雨・洪水等の警報が発令されている場合は、開催中止を決定・発表します。警報がない雨天の場合は、エリアごとに開催可否を判断します。

24日（開催中の降雨や荒天）：状況により、エリアごとに開催・中止を判断する場合があります。

中止が決定した場合は、関係者へ速やかにご連絡するとともに、会場に中止の掲示を行います。

■主催

第52回すみよし区民まつり実行委員会／住吉区役所

■問合せ先

【受託事業者】 （一財）大阪市コミュニティ協会 住吉区支部協議会

【住所】 〒558-0042 大阪市住吉区殿辻 1-3-14 リベルテコーポ保澤 102号

【TEL】 090-6601-5390

【Mail】 maturisumiyosi@gmail.com

【区民まつり特設サイト】 <https://osakacommunity.com/sumiyoshi/matsuri/>

第52回すみよし区民まつり【キッチンカー】出店申込書（裏面あり）

① 団体情報

ふりがな			
出店団体名			
ふりがな			
代表者名			
住所	〒		
代表者携帯 電話番号		メールアドレス	※キャリアメール・icloud不可
住吉区 との関係性	☐ 在住、 ☐ 在勤、 ☐ 在学、 ☐ 区内活動 例：区内在住、区内店舗勤務、区内学校に在学、区内で活動している団体などを記入		

② 当日責任者

※資料送付・内容確認または緊急連絡時に使用 ①の代表者と同じ場合②の記入不要

ふりがな			
代表者名			
住所	〒		
代表者携帯 電話番号		メールアドレス	※キャリアメール・icloud不可

③ 出展概要・内容詳細（※プログラムに記載する内容で記入）

※8月20日(木)以降の修正は不可

ふりがな		
出店団体名 ※16文字以内	出店内容 ※16文字以内	
出店内容詳細	※商品の説明や販売価格などを記入	

参加時の写真を広報・其他媒体で使用するについて

☐ 了承する ☐ 了承しない

※以下の書面を読んで承諾後、署名をお願いします

【提出先・問い合わせ先】

(受託事業者) (一財) 大阪市コミュニティ協会 住吉区支部協議会
〒558-0042 大阪市住吉区殿辻 1-3-14 リベルテコーポ保澤 102
電話：090-6601-5390 / メール：maturisumiyosi@gmail.com

誓 約 書

第52回すみよし区民まつり実行委員会・住吉区役所 御中

私は第52回すみよし区民まつりの出展・出店・出演へ応募するにあたり、以下の事項について誓約します。

記

- ①第52回すみよし区民まつりの趣旨を理解し、賛同します。
- ②募集要項の記載事項を熟読し、その内容を理解したうえで遵守します。また、協議事項においても実行委員会の判断に従います。その際には、実行委員会に対していかなる損害賠償も求めません。
- ③出展・出店・出演にあたり発生した事故に起因する全ての事項については、出展・出店者が責任を持って解決し、実行委員会に一切の賠償などの請求は行いません。
- ④出展・出店・出演により出たゴミの処理については実行委員会の指導に従います。
- ⑤出展・出店・出演するにあたり、関係法令（大阪市公園条例等）を遵守いたします。
- ⑥会場内においては、事業の安全運営を第一に、実行委員会より指示があった場合は速やかに指示に従います。
- ⑦実行委員会と十分な連携をとって事業を実施いたします。
- ⑧大阪市暴力団排除条例を遵守し、また、個人・団体のメンバーについては、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に挙げるいずれにも該当しません。
 - 大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする 1：自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - 2：暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という）をした者
 - 3：前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - 4：暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - 5：事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - 6：前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

令和 年 月 日

住所：〒

団体名・会社名・店舗名：

代表者名(役職)：